1. 75歳以上のひとり暮らしの方で年金収入79万円 (基礎年金受給者)の場合

(1)被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。

年金収入 公的年金控除※1

軽減判定所得 = 79万円 - 110万円 = 0円

※1 年金収入が330万円未満の場合は、110万円の公的年金控除があります。

被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし。)の場合、被保険者均等割額(52,400円)の7割軽減をします。

〇被保険者均等割額={52,400円-(52,400円×<u>0.7</u>)}=<u>15,700円・A</u> (100円未満切り捨て)

(2) 所得割額

公的年金控除※1

賦課のもととなる所得金額 = 79万円 - 110万円 = 0円

※1 年金収入が330万円未満の場合は、110万円の公的年金控除があります。

〇所得割額 = O円(賦課のもととなる所得金額)× 9.52%※2 = O円・・・B

※2 旧ただし書所得58万円(年金収入211万円相当)以下の方は9.52%、超える方は 10.31%となります。

(3) 保険料額

〇保険料額 = 15,700円(A)+0円(B) = 15,700円 (月額 約1,308円)